

自主的避難等対象区域（福島市）から県外に自主的避難を実行した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用（交通費、面会交通費等）、生活費増加分、避難雑費等のほか、平成27年10月に福島市の自宅に帰還した際の引越関連費用が避難費用として賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、別紙記載の和解金合計606万2471円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金76万円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年6月23日

## 別紙

損害項目		対象期間	金額
避難費用	交通費	平成 23 年 3 月 11 日 ～平成 23 年 7 月 2 日	¥52,000
	引越関連費用 (避難開始時)	平成 23 年 3 月 11 日 ～平成 23 年 7 月 3 日	¥41,600
	引越関連費用 (避難終了時)	平成 27 年 10 月 1 日 ～同年 10 月 24 日	¥57,436
	面会交通費	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	¥1,564,568
	一時帰宅費用	平成 25 年 3 月 1 日 ～平成 26 年 8 月 31 日	¥83,200
生活費増加費用	家財道具購入費用	平成 23 年 3 月 11 日 ～同年 12 月 31 日	¥300,000
	二重生活に伴う 生活費増加費用	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	¥1,320,000
	通勤費増加分	平成 23 年 8 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 31 日	¥498,590
	教育費 (保育園)		¥91,100
	寒冷地特別費用	平成 23 年 12 月 1 日 ～平成 26 年 12 月 31 日	¥20,000
検査費用	交通費	平成 25 年 7 月 8 日 ～平成 26 年 9 月 16 日	¥41,600
放射線測定器 購入費用		平成 23 年 7 月 4 日 ～同年 10 月 31 日	¥51,800
就労不能損害 (X 2)		平成 23 年 10 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	¥144,000
精神的損害		平成 23 年 3 月 11 日 ～同年 12 月 31 日	¥280,000
避難雑費		平成 24 年 1 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	¥1,340,000
弁護士費用			¥176,577
和解金			¥6,062,471